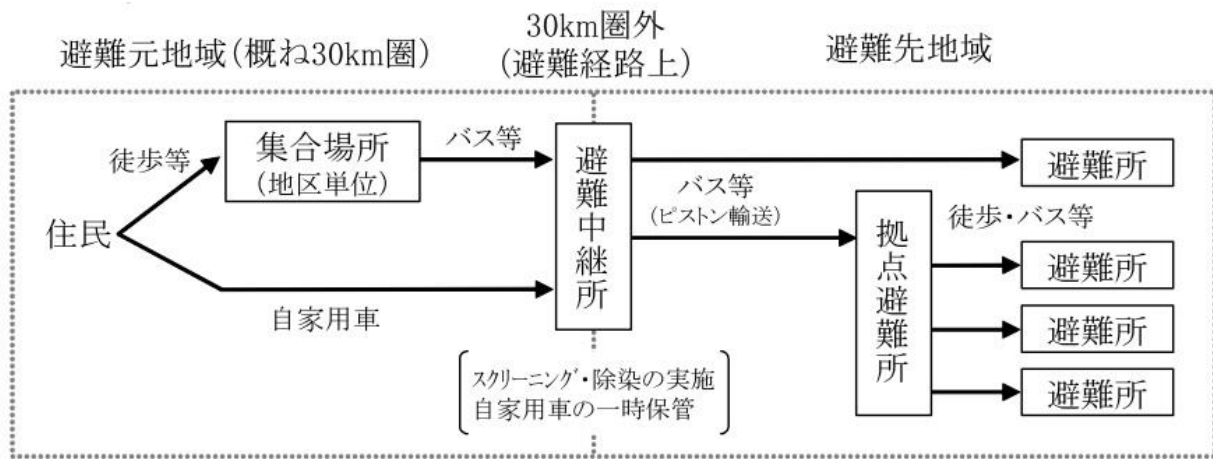


多くの自治体にまたがるので一番遅れているが、すべて3月末までに完了させる。受け入れは兵庫県だけでは対応できないので、予備としていた徳島県も京都府の正規の避難先に組み入れる。

(2) 避難手段 (p. 14)

「原則として…バスで集団避難する」、「避難元府県、避難先府県、広域連合は、あらかじめ管内のバス事業者と締結した原子力災害発生時の輸送手段の確保等に関する協定に基づきバスの確保を行う。」とされていますが、バスの台数、バス事業者の選定、協議等は進んでいますか。

◆バスの総数は把握している。福井、京都、大阪、兵庫、滋賀、三重、奈良、和歌山、徳島、鳥取10府県のバス協会に加盟しているバス会社だけの集計で、路線バスを除いて6,000台強ある。協定はこれから結んでいくが、放射線の説明から始めなければならないので、2、30分の説明ではわかってもらえない。さらに、バス会社がOKしても、運転手の被ばく限度は年間1mSvなので被ばくを強要できず、労使間の協議が必要である。国に具体的に対応してもらわないと話は前に進まない。バス避難という原則を見直さなアカンのかなあとと思っている。



関西広域連合 ガイドライ (素案) 14 頁より

(3) 自家用車の抑制 (p. 15)

避難手段は原則をバスとし自家用車の抑制する方針が書かれていますが、自家用車による避難をどの程度と見込んでいますか。

◆自然体では30km圏内からの避難で約8～9割は自家用車になるので抑制策を考える。車は財産であり、荷物も積めるので避難元の福井県は自家用車による避難を希望している。特に嶺南にはバスが少なく、自前ではバスを賄えない。全て車で来られると駐車スペースを確保できない。自家用車との割合はバスがどれだけ確保できるかにもよる。

(4) 避難中継所 (p. 16)

「避難中継所は、被ばくの抑制と汚染拡大防止の観点から、UPZ 圏外近傍に設置する。」とされています。前回の話し合いでは、福井県はもっと遠方での設置を希望していたとお聞きしました。

(a) 「UPZ 圏外近傍」は福井県も了承していますか。

◆福井県としても、受け入れ先の希望も聞かなければならない立場なのでおおむね承知してもらえる見込みである。

注: この場合、具体的には福井からの避難中継所は京都府内になる。

(b)「避難元府県は、想定される避難者数、避難経路を踏まえ、避難元府県外も含め、十分な数の避難中継所の候補地をあらかじめ選定する。」とされていますが、いつ頃までに選定される予定ですか。

◆机上でのリストはできているが中継所でどんなことをするのか、特に除染についてずっと言ってきたが、国の方針が固まっていないので地元説明ができない。中継所を設ける各市町のOKが取れても、さらに自治会など地元コミュニティにたいする説明会を開いて了承を得るまでは候補地を公開出来ない。3月末のガイドライン発表時に公表したいが、到底間に合わないだろうとの見通しを示した。

(5) スクリーニングについて

スクリーニングの実施方法、除染によって出た汚染水の保管場所・処理方法等の具体化はどこまで進んでいますか。1月29日の政府交渉で規制庁は「年度内に示せないか検討中」「ゲート式は話題にはなっているが」との回答で、具体的には進んでいないとの見解を示しました。

◆一番悩ましい問題である。サーベイメーターでは一人の検査に3～4分かかる。ゲート式のスクリーニングだと一人2秒で可能(?)と規制庁との話でも出てはいる(末尾注)。しかしピッと鳴るだけで、どこに放射性物質が着いているかまでは分からない。靴底や頭の放射性物質まで感知できるのか?等々、福井や滋賀の担当者を含めて各府県から疑問の声があり、全国的な問題である。どんな機種があるのか、本当に使えるのかという研究も進んでいない。

除染については何も決まっていない。車の除染とそれによって出る汚染水をどう処理するのかは、今日指摘があるまで検討していなかった。

(6) 学校等からの避難(p.15)

在校中の児童・生徒、在園中の園児については直接避難を行うとし、「UPZ内の学校等は避難計画を策定する」と書かれていますが、これについての検討は進んでいますか。

◆「そんなこと書いてましたっけ・・・」「削ろうかな・・・」という反応に始まり、追及されると、各学校に避難計画を作ってくれとはまだ言っていないという驚くような回答があった。兄弟で違う学校に行っていたり、郡部では統廃合により多くの小学校が廃校になって通学が広域になり、家と学校が離れていたりで、学校ごとの避難は重要と追及し、確かに重要な問題ですねと認めた。市民側は、これから年度替わりを迎え、学校側は、入れ替わりがあつて新学期早々の着手はできない。すべての学校・家庭への周知と協議は簡単にはできないと指摘した。

(7) 避難行動要支援者の広域避難(p.21)

これまで要支援者の避難計画は進んでいないと伺ってきました。受け入れの洗い出し等は可能だと思いますが、検討は進んでいますか。進まないとすれば問題点は何にあると考えられていますか。

◆まだ出来ていない。まず一般住民を逃がすことを検討し、このスキームをベースに、足したり引いたりして一人ひとりの施設入所者、入院患者などについて計画を作っていく。自治体が検討する時点で府県に相談があり、そこで対応できない問題は関西広域連合に来る。

要支援者は優先的に避難となっているのに、計画は手付かずのままである。要支援者の把握もまだ出来ていない。移動手段もまだ。福祉避難所等の選定もまだという回答で、「常識的に考えれば受け入れ先にはほとんど空きはない」ことも認めた。

児童、生徒、園児や要支援者の避難計画ができない限り、避難計画ができたとは言えないとの指摘には、「そうですね」と同意した。

市民側は、福祉部門が名簿を作っても、それを事故前の避難計画に使用することは目的外使用となる。 使用には当事者の同意が必要であることを理解しているのか？ また福祉避難所だけでなく、一般避難所にも福祉アエリアを設けることが必要である。 詳しくは当事者であるしょうがい者団体などの意見を聴くべきであると指摘した。

避難所の設定は、一人 3.3 m²を割り当てて、どこに何人収容できるかということだけが念頭にあり、福島で起きたとされるDVや、女性の人権やプライバシーの保護などが考慮されている可能性は極めて低い。 これらの指摘に対する具体策の説明は一切なかった。

(8) 複合災害について

これまで自然災害との複合災害は検討しないとのことでした。1月29日に規制庁は「複合災害は考慮すべき」と述べました。 複合災害についても検討されますか。

◆明示的に検討しないとは言っていない（滋賀県の計画では、日中、晴れの日が想定されている）。考慮すべきでしょうね。しかし複合災害として台風のような風水害まで考慮せよと言われれば違和感があると回答。

「地震・津波に伴う原発事故」という複合災害に限ったとしても道路の寸断や冠水を検討すべきだ、という指摘に同意しながらも、対策としては複数の避難路を想定することで、と回答。

阪神淡路大震災クラスの地震と原発事故の複合を想定すべきだという指摘に対して、必要性を認めたものの具体的な言及はなかった。

一つ一つ検証すれば複数の避難路がともに使えない事態が容易に想定されると指摘し、具体的な検証を行うよう今回も強く要請した。

(9) 避難所の開設期間 (p. 19)

「避難所の開設期間は、目安として2ヶ月を上限とする。」 「避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができる」とされている。上述の「目安として2ヶ月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2ヶ月を目安に避難所を閉鎖すべきである旨を示したもので、あらかじめ2ヶ月まで避難所開設を許容する旨を示したものではない。」と書かれています。

(a) 規制委員会は29日、「国は2ヶ月と指導していない」と述べています。「2ヶ月を上限」は、関西広域連合独自の見解ですか。

◆「災害救助法が7日とし、東日本大震災のときは厚生労働省が『弾力運用で2ヶ月を目安に』としたことを念頭においた広域連合のオリジナルである。避難先自治体が抱く長期化への懸念に対するメッセージであり、2ヶ月で閉鎖する、出てくれ、という意味ではない」と回答し、「実際にはどんどん延長されるだろうが、より安定した生活ができる二次避難所に早く移れるように準備を進めるという意味合いで書いたが、そう読めませんか、読めなければ書き換えが必要かもしれない」と続けた。

(b) 福島原発事故の実情を見れば2ヶ月以内に閉鎖するというのは短すぎるのではないでしょうか。

◆確かに、福島ではもっと長かったことは承知している。

(10) 費用負担 (p. 20)

「最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。」と書かれています。

(a) 1月29日規制庁は「国として基準を示すのは難しい」と述べています。国による費用負担のあり方の具体化が進まない場合はどうするのですか。

◆国は「かちっとかけない」と言っており、国とはこれ以上詰めることは難しいだろう。3.11では災害救助法で柔軟にやった。基本は補償について対応してもらえと思う。補償基準の具体化がなくても見捨てられることはないだろうと思っている。自然災害が関係しない事故の時は災害救助法ではなく、原子力損害賠償法になるだろうが、そのときは国が仲介してくれるだろう。

市民側が、結局、希望的観測だけであり、京都府等の自治体は、それでは避難所の具体化ができないと指摘すると沈黙。

(11) 広域的な地域防災に関する協議会（表紙）

このガイドラインは、「国が設置し、関西広域連合も参画する『広域的な地域防災に関する協議会』又はその下に設置されたワーキンググループにおいて最終的に取りまとめる予定」とされています。いつ頃とりまとめられる予定ですか。

◆今年に入って協議会はまだ開かれていない。次回は本体（知事レベル）で行うのか、その下のワーキンググループ（課長級）で行うことになるのか未定だが、3月末までにはガイドラインの要点をまとめることになる。合意できた事項のとりまとめを項目として行い、ガイドラインは広域連合の責任において発表する。

(12) PPAについて

1月29日に規制庁は「PPAの策定はできておらず、いつできるかも明確には言えない」と述べました。これでは、30km圏外を含む避難計画等の策定はできないのではないですか。

◆国の指針がないのでまったく進んでいない。規制庁や専門家の話を聞いても、30km圏外は屋内避難や過度に恐れる必要はないという広報や、安定ヨウ素剤が対応であって、避難はないと思うと、まったく甘い見通しから始まり、OILによっては、PPAの地域でも安定ヨウ素剤の服用だけでなく避難が必要となるかもしれないが、事故後、空間線量を計測しながらの話であって、事前に避難計画を作るということではないとした。

(13) 水道水（ロードマップ p.9）

「水道水の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制の確保」について「体制構築済み」と書かれていますが、どのような体制が取られているのですか。

◆①自治体が準備している保存飲料水は十分ある。②コカコーラ等飲料水メーカーと協定も結んでいる。③日本水道協会による給水車の相互融通。台風18号でも対応した。④自衛隊の給水車もある。これで足りないことはない、「体制構築済み」であると強調。予想される事態として、滋賀県の汚染予測中間報告からは、琵琶湖の水が長期に利用できないとは読み取れない。

保有量については、各府県によってばらつきがあり、多いのは大阪府・市で、少ない府県は3日分であると回答。

さらに、配布方法は決まっているのかという問いには、検討していないと回答。福島では、給水車の水を得るために外に並んで被ばくした。屋内退避者は外に出て水をもらいに行くのか、要援護者はどうするのか。一軒ずつ配って歩くのかと聞かれると答えられず、そこまでは考えていなかったと回答。「体制構築済み」は撤回するよう求め、「書き直す」と回答した。

[2] 兵庫県のシミュレーションについて

大阪府は兵庫県にシミュレーションの提供を要請したと聞いていますが、提供されましたか。まだとすればなぜですか。

◆大阪府から要請は来ているが、代表4地点に限らない新しいプログラムで再度シミュレーションをやっているのだから、渡していない。新しいものも他府県分を公表するかどうかはその府県が判断されることである。新しいシミュレーションはほとんどできていて、3月には出せる。

昨年4月の分がいいので速やかに公表するよう再度要請。大阪府と相談するとのこと。

[3] 再稼働について

避難計画については実効性のある避難計画は策定されていません。住民の安全を守るため、このような状況では原発の再稼働に反対するとの姿勢を表明してください。

◆意見として伺っておく。

実効性のある避難計画が出来ていないのは明白であり、住民の安全を守るために、実効性のある計画策定前に再稼働するのは反対であると表明すべきだと求めた。「避難計画には、非常にたくさん問題がある」と認めながら、回答としては、「いずれ必要な時に国に対して言うべきことは言わなければならない」というところまでだった。早期に態度表明すべきだと重ねて申し入れを行った。

◆公域避難計画のパブコメについて

申し入れ項目にはなかったが、このような重要施策はパブリックコメントにかけるべきではないかと質問。広域連合は、当初これはガイドラインなので掛けるべきレベルではないとしたが、広範な市民の暮らしと命にかかわる問題であり、見落としている問題はないか広く意見を聞くという点でも、避難の問題を周知徹底し共有するという点でも、行うべきだと実施を求めた。

関西広域連合は、未解決な案件や今回の申し入れによって明らかとなった課題が多いことから、3月末に公表するガイドラインは「バージョン1」であり、4月以降もグレードをアップしていくと、未完成であることを認め、申し入れを終わった。

終わりに

「避難計画」を丁寧に検証すれば、避難できないという事実が明らかになり、したがって再稼働してはならないことを行政も認めざるを得ません。避難する側からの避難計画の検証が不可欠であることを、今回の申し入れでも実感することとなりました。

この回答と避難計画の実態を広範な市民が共有し、実効性のある避難計画を出せないなかで再稼働は許せないという声を高めていきましょう。拡散をお願いします。

(注) 申し入れ行動の後、参加者有志でスクリーニングに用いられる用紙(案) [ガイドライン素案 29頁] を検討しました。記載項目が多く、スクリーニング結果も部位ごとにチェックすることになっています。

この用紙を避難所に持参しなければ收容してもらえない可能性や、後日、避難に対する求償の際に必要な可能性があり、記載して保管しておくことは不可欠ですが、避難者全員の記入には膨大な時間と人手が必要であることが分かりました。

2014. 2. 2

グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／美浜の会